

女性・ジェンダー・歴史

イギリス女性史研究会

第8号

発行日 2012年5月1日

第17回研究会報告を聞いて

2011年12月11日（土）、青山学院女子短大で、イギリス女性史研究会の第17回研究会が開催されました。

今回は「女性のプロフェッションと社会変容」をテーマとするシンポジウムが組織されました。コーディネータは香川せつ子さんに、また報告は出島有紀子さん、三井淳子さん、林田敏子さんの3名の方々にお願いしました。それぞれ、医療、ジャーナリズム、警察の領域で、第一次大戦前後に女性がプロフェッションとして進出することで、どのような社会的変化がもたらされたのか、その連続性と断続性を論じました。これらの報告に対して、佐藤繭香さんと永島剛さんからコメントをいただきました。

報告要旨はすでに第7号に掲載していますので、ここでは報告と討論を受けて、報告者がどのように考えたのか、お三方から新しい応答をいただきました。コメンテーターのお二人には当日の発言の要点をまとめてもらいました。さらに、フロアからの発言として、坂口美知子さん、今井けいさん、高林陽展さん、岡田英己子さん、水田珠枝さんの5名の方々にコメントをお寄せいただきました。今回は豪華版の誌上討論が実現しました。

女性の社会進出が、20世紀前半のイギリス社会にどのような変化をもたらしたのか、非常に興味深い論点が提示されています。ぜひ、ご一読ください。刺激的です。

目次:

第17回研究会報告を聞いて	1
【報告者の応答】	
出島有紀子	2
三井淳子	3
林田敏子	4
【コメンテーターの発言】	
佐藤繭香	5
永島 剛	6
【フロアからの声】	
坂口美知子	7
今井けい	8
高林陽展	9
岡田英己子	11
水田珠枝	12
総会記事	13
【リレー討論】第4回目	14
いま、女性史に問われているもの	
「日本史」と「女性史」の壁を越えて	
林 葉子	
【書評】	16
梅垣千尋『女性の権利を擁護する』	
金澤周作	
第18回大会報告要旨	18
代表交代—新旧代表の挨拶	19
告知板 第18回研究会案内	20



【報告者の応答：その1】

女性患者から見た医療のプロフェッション化 —福祉の「受け手」から医療の「患者」へ—

出島有紀子

今回のシンポジウムでは医師職への女性の参入とその影響について論じたが、女性医師の登場によってイギリス社会がどのように変容したかという疑問には十分な答えが出せなかった。「別の要因をかみあわせないと全体の構図が描けない」とのご意見もあったが、そのとおりだと思う。コメントや討論ではプロフェッション化に内包される「包摂と排除」や「序列化」についてご指摘いただいた。女性医師は医師のプロフェッションに包摂されることに成功した者たちであり、包摂されるにはプロフェッション自体の「変化」よりもその権威や序列の「維持」に向けて力がはたらくため、女性医師だけ見ては「社会変容」が見えないのも当然かもしれない。シンポジウムでは包摂される過程で女性医師が他の女性医療家を排除したことも論じたが、医師のプロフェッションに包摂されたり排除されたりしたのは女性だけではないし、そこから女性の包摂の影響だけを抽出するのは難しい。では、医療プロフェッション全体に視点を広げ、その中で女性がどう位置づけられていたかを考えてみてはどうだろう。討論の中では「助産婦と女性医師の専門職化の違い」についての質問や、「受け手の声」の必要性の指摘があった。20世紀初頭に女性限定の医療専門職として誕生した助産婦（しばしば産科医を指した男性助産師との違いを示すため「助産婦」という表現を使う）が医療プロフェッションにどのように位置づけられたか、そして医療の「受け手」である女性（主に労働者階級）にはどのような変化があったか、これらを考えることでヴィクトリア時代の医療プロフェッションと女性に関する「社会変容」が別の角度から見えてくるのではないか。

シンポジウムで発表したように、ヴィクトリア時代の出産の多くは「ハンディ・ウーマン」や「ワイズ・ウーマン」と呼ばれた医学を学んでいない女性の介助によるものだった。医療プロフェッションは彼女らを危険視し、出産という医療化しつつあった領域から排除するために、医療専門職の助産婦という身分を新たに作りだし、医師の監督下に置いた。一般開業医らが「産科看護婦にとって代わられるべし」として助産婦そのものに反対したのに対し、産科医学会は「異常産（医師の領域）を判断して医師に委ねる能力を持った助産婦の養成と規制」をめざして助産婦の登録制度を作り上げた（Witz 109-110）。助産婦を医師に介入されない専門職にしようという動きもあったが、結局専門職の助産婦は産科医が定めた限定的な知識と権限（正規産のみ担当）を受け入れ、1902年の助産婦法では産科医学会の定めた医学教育を受けて資格を得た助産婦のみが合法とされることが決まった。ここにおいてハンディ・ウーマンと呼ばれた無資格で多くは読み書きのできない労働者階級の助産婦は違法とされ、医療プロフェッションからの排除が確定した。一方、専門職の助産婦は、医学と国家の医療政策を担う序列の

中に、医師に従属する形で位置づけられることで医療プロフェッションに包摂されたのである。

このように従来の助産婦が専門職の助産婦に取って変わられた結果、出産を介助されていた女性たちにも変化が生じた。ヴィクトリア時代の労働者階級の女性は医師を呼んで診療を受けることはほとんどなかった。病気や出産の際は身内でどうにかするか、近所のハンディ・ウーマン、つまり生老病死全般に詳しい女性を頼り、近所づきあいの延長で医療や助産にあたるサービスを受けた。それは専門職が介入する「医療」ではなく、むしろ福祉の一形態としての自助や互助であったと言える。チャリティの形で医療を受けることもあったが、そのときも彼女らは慈善の受け手であり、「患者」とは異なっていた。しかしハンディ・ウーマンが公式に排除された結果、労働者階級の女性は専門職の助産婦や一般開業医といった医療専門家に頼るようになっていく。彼女らは民間の知識や経験に基づくケアではなく、医学や医療政策に基づいた診療を受けるように促され、医師を頂点として助産婦や看護師やヘルスビジターが序列化された医療プロフェッションの支配下に組みこまれた「患者」になったのである。出産や病気に伴う身体のケアは、自助や互助を含む「福祉」ではなくなり、専門家によって支配的立場から与えられる「医療」になった。チャリティの場面に限られていた与え手と受け手の不平等な関係が、身体のケア全体にまで広げられ固定されていったと言うことができよう。

ヴィクトリア時代の医療プロフェッションは包摂と排除をくりかえしながら序列化を進め、その地位を確立していく過程にあった。その中で、序列の中に立ち位置を確保したかどうかにより、包摂される女性もいれば排除される女性もいた。また、福祉の領域で出産や治療をしていた一般の女性は専門職の診療を受ける「患者」となっていた。これが医療プロフェッションと女性に関する「社会変容」のもう一つの側面ではないだろうか。

参考文献：Witz, Ann. *Professions and Patriarchy*. London: Routledge, 1992.



【報告者の応答：その2】

世紀転換期「女性」ジャーナリストの立ち位置

三井淳子

今回のシンポジウムでは、世紀転換期イギリスにおける女性ジャーナリストの存在意義を女性のプロフェッションと社会変容という視座から考えてみる、という試みであった。今回の三報告で扱われた専門職のうち、職業内容の定義とプロとアマの境界線との両方が最も曖昧な職種がジャーナリストであり、「親和か対立か」という題目を掲げたものの、二項対立の構図は一局面ではなく、多方面から複層的にみられ、明確な対立構造の提示には至らなかった。

1894年にジョセフ・スネル・ウッド氏により、女性ジャーナリスト協会が設立されたことは、画期的であり、また設立初期に200名もの会員が集まったことも、当時女性が出版界でそれなりの存在感を示していたことの現れであろう。だが、その会員の資格要件は、ジャーナリストのほか小説家や劇作家はもちろん、音楽や劇場の仕事に関わる人々にも開かれていたことから、プロのジャーナリストらしい仕事に専念できた女性の人数は、もっと少なかったと考えられる。加えて設立の理念から、女性がジャーナリストとして独り立ちするには多くの困難があり、それを克服し、支援するための協会の存在が求められた一方、創立者が男性であったことは、依然として男性優位の出版実業界の実態を示唆するものであろう。

フロアからは、最も生活の糧を必要とする労働者階級女性のジャーナリスト業界への進出についての議論がなかったとのご指摘も頂いたように、私が主に扱った3名のうちの2名、バリン夫人とタルボット・コーク夫人は、イギリスのミドル・クラス出身であった。もう1名のエリザベス・バンクスは、アメリカ出身の孤児であったが、大学を卒業している点で、典型的な労働者階級の女性とは言えない。だが、19世紀末～20世紀初頭にかけての出版業界では、労働者階級の女性がジャーナリストとして活躍するには、まだ機が熟していなかったのではないかと考えられる。

女性が男性社会に進出することによって、顕在化する業種のなかでの不平等についても、フロアから声が上がった。出版業界で上位にくる専門職は、発行人は別格としても、編集・執筆活動に関わるジャーナリスト、そして彼女たちを支えるタイピストや校閲者、デザイナーたちがその下におり、さらに、雑務を引き受ける事務員がいるという構造である。エリザベス・バンクスのように、事務員から才能を見出され、チャンスをつかんだ者は確かにイギリスでも存在したが、稀なケースである。しかし、序列はあったにせよ、雑務を担う労働者階級の女性が訓練を受け、準専門職的なスキルが求められるタイピストや校閲者になることは比較的現実的であったことが、協会が設立したジャーナリズム学校が存在から推察できる。出版業界は、その市場の拡大に伴い、ジャーナリストではなくとも、生活費を稼ぐ必要のある女性たちが活躍できる「準専門職的」な雇用の場を創出したとはいえるのではないかと。

世紀転換期には、女性参政権運動に深く関わった多くの女性たちが、出版界で活躍し、ひとつのジャンルを形成するほどであったが、今回の報告では、育児や室内装飾といった女性らしい領分からジャーナリスト業界に進出していった人物に焦点をあてた。それらは、セパレート・スフィアズの観点から非難を受けにくく、また女性の視点が生かせる分野であった。『ハウス』の失敗例からわかるように、当時の女性たちは、現実とかけ離れすぎない生活に関わる実用的な情報を雑誌に求めた。商業の世界の需要と供給の関連性に関わり、女性ならではの視点が求められた分野で、彼女たちはそれを戦略的に使ったのである。

それでは、女性ジャーナリストが社会に進出していくことで、女性にまつわるどのような問題を解決し、また解決し得なかったのか。そして、社会のあり方に変化を与えたのか否か。この大きな問題への答えを探す取組みはこれからの課題であるが、現時点では、以下のように考えている。女性ジャーナリストは、雑誌を買い求める女性たちが真に求める実用的な情報を提供できる人材であり、それは男性がなし得なかった仕事であった。女性ジャーナリストたちによる仕事の結果が商業的に成功すると、その分野は新たな市場となり、社会に影響を与えたと言える。ゆっくりと潜在的な進歩ではあったが、雑誌だけではなく、家庭用品などの商品開発にも女性の視点が採り入れられる契機となった。

世紀転換期では、女性ジャーナリストは、まだ女性にとってアクセスしやすい一般的な職業ではなかったが、出版界全体で見ると、タイピストや校閲といった準専門的な技能が必要とされる職種への女性の雇用の創出には、一役買ったといえるのではないかと。女性参政権運動のように、その成果は目に見えてわかりやすいわけではないが、「女性特有の」という視点を武器に、それまでの秩序を壊さない程度に緩慢に、そして微かに少しずつ、だが確実にその社会＝出版業界＝での女性の居場所を確固たるものにしていったと考えられる。



【報告者の応答：その3】

プロフェッショナルかスペシャリストか —第一次世界大戦期イギリスにおける女性警察—

林田 敏子

高い身体能力を要するとの理由で、長らく女性を排除してきた警察。その究極の男社会に女性が進出する契機となったのは第一次世界大戦の勃発であった。開戦後まもなく、二つのヴォランティア女性警察が発足する。モラル統制を掲げて活動したこれらの組織は、戦時という非常事態のなかで一定の社会的評価を勝ちとった。戦後、イギリス初の公的女性警察として創設された首都警察女性パトロール隊（1918年）は、こうしたヴォランティア活動の成果といえるものでもあったが、隊員には警察官としての地位や逮捕権は与えられず、待遇においても男性警官とのあいだに明確な差異がもうけられた。女性警察運動を推し進めてきたフェミニストたちはこれに激しく抗議し、プロフェッショナルとしての女性警官を養成するための制度づくりに奔走した。

不況のあおりをうけて緊縮財政が叫ばれるようになると、女性警察を取り巻く環境は一変する。1921年、政府が女性警察の廃止案を打ち出すと、フェミニストたちは女性警察の生き残りをかけ、警察内での性別役割分担の必要性を訴えるようになっていく。それは、女性警察がプロフェッショナルとしてではなく、スペシャリストとしての道を選択したことを意味していた。女性向きの任務に邁進するスペシャリストへの特化は、警察という男社会に「女の居場所」を確保するための手段に他ならなかったが、警察内の男女差別を正当化し、これを固定化することにもつながった。

一方で、警察という職業分野への女性の参入は、警察そのもののプロフェッション化をうながす契機となった。第一次世界大戦末期は、ストライキが頻発するなど、（男性）警官の団結意識がとくに高まった時期でもある。そこに「闖入」してきたのが女性警官であった。労働者階級が多数を占めるイギリス警察にあって、中流階級出身者で固められた女性警察は強い警戒心をもって迎えられた。科学捜査に必要な特殊技能の習得、競争試験の導入、警察学校の創設といったプロフェッション化は、女性の参入を一つのきっかけとして推し進められていった。刑事部や公安部のなかに形成されたエリート集団は、警察のプロフェッション化を牽引すると同時に、女性をそこから完全に排除することで、警察のなかに「男の聖域」を作り出していった。警察のプロフェッション化は、女性の「侵略」から「聖域」を守るための手段でもあったのである。

以上の報告に対し、出席者の方々からさまざまな質問、ご批判を頂戴した。ここで一つ一つとりあげることはできないが、質疑の内容は以下の二点に集約できるだろう。一つは、女性史の大きな流れのなかで第一次世界大戦のインパクトをどう評価すべきかという問題、もう一つは、女性が警察という職業分野に進出したことが、社会的にいかなる意味をもちえたかという問題である。近年、女性史では、大戦が女性「解放」の起爆剤になったという説を退け、大戦前後の社

会をフラットなものとしてとらえる研究が主流となっている。たとえば、S・K・ケントは、1918年の国民代表法（30歳以上の既婚女性に参政権を付与）を、戦前のフェミニズム運動の成果、もしくは女性の戦争貢献への対価として評価するのではなく、そこに組み込まれた性差別（同法で男子普通選挙が実現）や、同法が女性組織に分裂の危機をもたらした点を重視している。同様のことは女性警察についてもいえる。公的組織としての女性警察が誕生したことで、職業開拓を掲げてきたフェミニストは大義を喪失し、男女のあいだに大きな格差が残されたまま、女性警察運動はその役目を終えてしまった。こうした体制内への「女性の取り込み」が、男女差別を固定化する手段として機能した点は否めないだろう。ただ、国民代表法も、女性警察の創設も、その後の男女平等化へ向けた重要な布石となったことは言うまでもない。長い目で見ると、たとえ緩やかなものであっても「解放」は着実に進んできたのであって、連続性を強調しすぎると、変化のダイナミズムは失われてしまう。

断絶か連続かという議論そのものに、これ以上の発展性が見込めない以上、今後重要になってくるのは、分析の対象である「女性」の多様性に着目しつつ、大戦が個々の女性のジェンダー認識をどう変えたのか、論点をしばって分析していくことであろう。女性警察運動をリードしたサフラジェット、組織の末端を支えた隊員たち、女性警察を必要とした（あるいはこれに批判的な目をそそいだ）人々、そして「統制」の対象とされた女性たち。大戦期を生きた「女性」をひとくくりに論じることはけっしてできない。報告者が注目しているのは、大戦後、レズビアニズムがはじめて公の場で議論されるなど、女性のセクシュアリティをめぐる価値観に大きな変化がみられるようになった点である。今後は、セクシュアリティのタブーに関する議論と女性警察のあり方をめぐる議論をリンクさせることで、「解放の物語」に回収されることなく、変化のダイナミズムを描くことを目指していきたい。



【コメント：その1】

女性参政権運動史の視点から考える

佐藤 蘭香

昨年12月に行われたシンポジウム「女性のプロフェッションと社会変容」では、3つの報告を受け、活発な議論がなされた。3人の報告から医師、ジャーナリスト、警察官というそれぞれの職業において、女性の専門職への進出は既存のジェンダー秩序に左右され、包摂と排除を繰り返しながらそれぞれ困難を伴ってすすめられたということが垣間みえた。

出島報告、三井報告は、19世紀後半を主に論じ、林田報告は第一次世界大戦以後を論じている。私は、「女性参政権運動の視点から」ということで、その間を埋めるように、女性参政権運動史から女性の専門職をみた場合に何がみえるのかについて改めて考えてみたい。

19世紀後半から第一次世界大戦の間に活発になった20世紀はじめのイギリス女性参政権運動は、出島報告や三井報告に示された19世紀後半のいくつかの職における女性の進出の成果を大いに利用していた。医師のような資格を必要とする職は少ないが、中流階級女性がつける職種は少しずつ確実に増えていた。1907年から1908年の『イギリス女性年鑑』には、女性「専門職」として80の職が紹介されている。20世紀はじめの女性参政権運動では、女性参政権組織の種類も細分化され、女優参政権同盟（1908）、女性著述家参政権同盟（1908）、体操教師参政権協会（1909）、など、職種別の女性参政権組織が活動した。こうした職種別の女性参政権組織が成立しえたのは、19世紀後半に中流階級女性の職への進出がある程度なされ、組織が形成できる程度の人数がその職についていたこと、さらに、女性がそれぞれの職業に進出した上で、その職種における男女の賃金の不平等など職の中で置かれている女性の不利な状況に彼女らが気付いたことがあった。

こうして彼女らは、よりよい働く環境を求め、女性参政権運動にも力を注いだ。職業が女性のアイデンティティのひとつとして確立され、1911年4月にロンドンで行われた「女性戴冠行進」では、「女性衛生監督官」、「看護婦と助産婦」、「庭師」、「体操教師」、「教師」、「公務員」、「事務員」、「ビジネス・ウィメン」などといった職種ごとに、代表団が組まれ行進をするなど、女性の専門職への進出が視覚的に提示された。しかしながら、ここで登場する女性衛生監督官、看護婦、助産婦、教師などは、明らかに女性独自の職または、女性にふさわしい職として確立されはじめた職業であり、女性の職への進出は既存のジェンダー秩序に大きく左右されていたことがここにもみられる。

確実に女性の職種がわずかながらも多様化したことは女性解放論者にとっては、男性と同じように働く女性の姿を示す恰好の象徴であった。1911年の「女性戴冠行進」では、職についた女性たちを「モダンな」女性として提示しようとする一方で、過去にもそうした働く女性たちは存在したとして、エリザベス1世や小

説家ジェーン・オースティンといった歴史に登場する有名な女性を持ち出し、彼女らと結び付けることによって、社会はそれほど大きく変化したわけではないことを示そうとした。ここでは、女性参政権組織は、自ら女性の社会進出を保守的に示そうとしている。女性参政権組織が、女性の専門職化、女性の社会進出を保守的に語り直そうとするということは、女性参政権組織が、既存のジェンダー秩序におもねる部分があったということではないか。

一方で、中流階級女性の専門職化の背後では、労働者階級の女性たちの労働との区別が明確にされるような動きもみられた。たとえば、1909年に穏健派の女性参政権協会全国同盟が企画した「女性の労働と専門職の仮装行列」では、労働者階級女性の労働と中流階級女性の専門職は明確に区別された。専門職は、女性の能力やその分野に関する専門的知識、労働者階級の労働は、その身体的な過酷さが強調された。中流階級女性の専門職化の過程で、階級という区別が一層強調された。このように見ていくと、女性参政権運動の時期においては、女性の社会進出にともなって、ジェンダー秩序、階級秩序における大きな変化はみられない。

シンポジウムでは、女性の社会進出が少しでも進むことで、女性の視点から、もしくは新たな視点からの社会改良につながったのか、それともつながらなかったのかという質問が提示された。女性の社会進出が進むことで、女性の解放に向かっていくことは確かである。しかし、そこでは報告にあったように、ジェンダー秩序や階級秩序までに変化を及ぼすものではなく、むしろ、女性の専門職を確立する過程でそうした伝統的な秩序が大きく影響している。林田報告で明らかになったのは、第一次世界大戦を経てもジェンダー秩序や階級秩序に変化はなかったということであった。

では、現代イギリスで、女性の職業と考えられてきた看護婦という職業に対する認識の変化や医師を目指す女性の数が男性を凌駕していることなどにあらわされる変化はどのようにして生じたのか。女性の専門職への進出による、ジェンダー秩序や階級秩序の変化を含めた社会への影響をみていくには、第一次世界大戦以後の流れをも追っていかなければならないだろう。



【コメント：その2】

プロフェッショナル社会論と女性史の交差

永島 剛

医療社会学者エリオット・フリードソンによれば、プロフェッションとは、その仕事にかんする独占権・自律性を有する集団として定義される（E. Freidson, *Professional Dominance*, 1970）。その占有を担保する制度として、資格・免許、専門教育、同業団体などが機能する。本シンポジウムで取り上げられた三つの職種（医師・ジャーナリスト・警察官）のうち、こうした古典的プロフェッションの定義に合致するのは、医師である。医師のプロフェッショナル化は、独占を確立するための「排除のプロセス」を内包しており、基本的に女性はその排除対象だった。出島報告では、これに立ち向かい苦闘する一方で、その排除主義に与することにもなっていた女性医師たちの問題性が描きだされた。同じ医療職のなかでも看護師は、医師の指示に従わなければならないという点で完全なる自律性を欠いていることから、フリードソンの定義では完全なプロフェッションとはいえないこととなる。とはいえないナイチンゲールの活動で知られるように、看護職も19世紀後半以降に専門化が進んだが、「看護婦」という訳語が端的にしめすように、もっぱら女性の職業となった。医師のプロフェッショナル化が女性を締め出す一方で、看護職は男性にとって参入しにくい職業となった。これらの動きは、ヴィクトリア時代の男女役割・序列化のイデオロギーと連動していたとみてよいだろう。

歴史家ハロルド・パーキンのプロフェッションのとらえ方は、フリードソンより少し緩やかである。かれは、1880年代以降のイギリスで、高等教育をつうじて獲得され実績によって裏づけされる様々な専門知識・技能の担い手が台頭したことを広く「プロフェッショナル社会の勃興」と呼んだ（H. Perkin, *The Rise of Professional Society: England since 1880*, 1989）。医師のみならず、三井報告・林田報告がそれぞれ注目したジャーナリスト・警察官も、このプロフェッショナル社会化論の射程には入ってくる。プロフェッションは、「資本家／労働者」といった古典的な階級区分にとらわれず形成されうる。19世紀末以降の「プロフェッショナル社会」は、従来の階級社会論ではとらえきれないというのが、パーキンの提起だった。階級という視角だけでは歴史はとらえられないという問題意識は、女性史がジェンダーの視点を提起していることと通じるところがある。同じく単純な階級史観の再考を提起しているプロフェッション史と女性史は、どのように交差するのか。今回のシンポジウムは、そのことを考える重要な機会となったと思う。

三報告をつうじて、19世紀後半から20世紀初頭のイギリスにおいて、女性のプロフェッションへの参入が困難に満ちたものであったこと、参入と引き換えにマージナルな仕事領域に甘んじざるをえなかったこと、総じて既存の男女役割・秩序が各プロフェッションにおいて大きく立ちはだかっていたことが、明解に描きだされた。ひるがえって21世紀初頭の今日、活躍する女性医師（そして男性看護師も）、女性ジャーナリスト、女性警官はかつてよりは増えている。依然としてジェンダー・バリアは残る一方で、20世紀初頭にくらべれば、性別によるその職業への参入や活動範囲への制限が少なくとも幾分か緩和されたとみてよい。この100年のあいだに、歴史は（少しは）動いたのである。その動因は何であったのか。三報告には多くのヒントが含まれていたが、時間的制約もあり、報告中ではかならずしも明示的に議論されなかったものもある。したがって当日のフロアからのコメントのいくつかも、この点に関連するものだった。そして、既存の男性プロフェッション従事者にはマージナルとみなされる一方、社会的には需要のあった仕事分野で、女性たちが主体的に実績を積み重ねていったことについて、さらなる検討・評価の必要性があるという方向で議論が進んだと思う。

私自身の関心からは、今回取り上げられた各プロフェッションの女性たちの仕事が、いずれも保健に関連する領域で重なっていたことが興味深かった。保健政策史上19世紀末から20世紀初頭は、成人の急性感染症対策が一段落し、出産や子どもたちの保健問題が俎上にのって来た時期にあたる。この時期の女性医師たちの中には、母子保健にかんする医官や学校医として公的保健サービスで活躍した人も多かった。母子保健との関連では、家庭訪問やパトロールに従事した初期の女性警察の仕事が、health visitingを担っていた女性たちの仕事への要請と重なる部分があった。そして、育児や家庭衛生にかんする記事は、女性ジャーナリストたちの活動により、多くの読者を獲得することに繋がったという。それぞれの仕事の意味や問題点はまた別個に議論される必要があるが、これらがプロフェッショナルな女性たちへの社会のまなざしを変える一歩になったことは確かであろう。



【フロアから：その1】

「共感」の誘惑を超えた地平に

坂口美知子

まず初めに、「病膏育に入る」の感のあるミーハー根性から遅く研究生活に入った者の、偏狭な知識からなる蒙昧な発言をお許しくださいませ。

「シベリアからの寒波」が急に去って、ハイパークでは桜の開花も確認されるという、にわかに春めいた二月下旬から二週間を、現女王即位六十周年記念やオリンピックを控えたロンドンで過ごしていた筆者は、鈍いなりに、「共感への渴望」を煽るような奇妙な空気を感じていた。それは以下のような、目的の資料集めとは直接関係ない無駄歩きの成果とも言えるのかもしれない。

ナショナル・ポートレート・ギャラリーが今年までナショナル・トラストやブリストル大学と共同で進めていたプロジェクトに、‘Imagined Lives : Mystery Portraits 1520-1640’ というものがあった。身元不詳の貴顕の肖像画を題材にジョアナ・トロロープ、ミネット・ウォルターズ、ジュリアン・フェローズといった人気作家・脚本家たちがその描かれた人物の人生を想像して、短編を上梓するという企画である。作家たちは、わり与えられた肖像画と向き合って、つまびらかにその人物の生を描き出していく。それは過去との共感に基づいた魅惑的な作業であったと、どの作家も証言している。しかし、想像力と共感こそがすべてを凌駕する免罪符である、というような態度には、やや違和感を覚えずにいられなかった。

また、BBC放映の2011年英アカデミー賞BAFAをはじめとする各賞に輝いた、*Downton Abbey*は第一次世界大戦前夜のヨークシャーマナー・ハウスを舞台に、「主人と執事」「階級間結婚」「忠誠心」「女性参政権運動」を扱って、最終的に40パーセント超の視聴率を得たという。熱心な視聴者は、「あの時代のダンスに、あの曲が使われたはずはない」とか「メイドの服がおかしい」とかいった細かい意見を制作側に寄せるそうである。制作側としても、たとえば、忠実な老執事が、一家の奔放な長女に対して発した、「執事にも『お気に入り』はあるものでございます。」というセリフから、視聴者に、主従関係にあるこの二人の過去からの親密さを察してほしい、としている。画面には直接描かれていないながらも、「階下」に遊びに来た長女を、若き日の執事は、仕事の合間をぬって肩車などもしたであろう、といった些末な詳細を、視聴者が自ら現実味をもって得られるような演出を心掛けているということであった。綿密な時代考証に裏付けられたもっもらしさが持つ説得力は、よくできたドラマの専売特許であり、視聴者は、それに対して自分の「身の丈」にあつた受け取り方をして、その場を堪能するものである。しかし、この共感への渴望、共感の強要は大掛かりなものになればなるほど危険なものであることは周知の事実であろう。

確かに、資料を辛抱強く検証する時、淡々とした証言、事実の羅列の間の思わぬところから、突然か細い手が表れて首元をつかまれるようにして得られる現実味、共感の研究生活の醍醐味である。筆者のように、理論や研究史、学問潮流を学びなおすには既に馬齢を重ねすぎている者は、ごく稀に降臨するこの「共感」がすべてであった。これを糧として、過去の埋もれた声をできる限り忠実に描き出し、それを大きな流れの中において再認識する才覚はないものの、「今」とつなげる努力を惜しまないでいる、ということが自分に可能な唯一の研究姿勢であると、観念してきたのである。

しかし、思い起こすに、今回のシンポジウム「女性のプロフェッションと社会秩序」は、そういった単なる陳腐な共感への

渴望を一笑に付すような研究成果の力作ぞろいであつた。

出島有紀子氏の「差異化と共犯ーヴィクトリア朝期における女性医師の専門職化とその功罪」は、「男性と同等の医学教育を受けて医師登録簿に名を載せるという当然の権利」を要求した女性たちの、「あらゆる可能性を排除せず」にすべての方法に挑む」という、才覚ある女性たちの情熱の鋭敏さをつまびらかに実証してみせた報告であつた。出島氏は、最後に、「女性医師の参入による社会変容」ということでエリート主義と保守主義を挙げ、差別化差異化によって、女性医師たちは当初の情熱との自己矛盾に陥った形で帝国主義と共犯関係となった、と言及された。しかし、そこに至るまでの出島氏の詳細な証拠立てから、女性医療従事者たちが、それぞれの立場で、制限され出来ないことよりも、自らが勝ち取った、身体に奉仕する力を謳歌していたように受け取ったのは、筆者だけではなかったのではないだろうか。第二報告三井淳子氏の「親和か対立かー世紀転換期イギリスにおける女性ジャーナリストの存在意義」は、女性のプロフェッションとしてのジャーナリズム参入の可能性を女性ジャーナリスト協会の設立を契機に多角的に考察した。筆者は、オスカー・ワイルドが、ほぼ同じ分野で新進気鋭の才を誇っていたレディ・コリン・キャンベルの活躍に嫉妬して、「彼女は俗だ」と同業の編集者に悪口を言っていた、という話を思い出した。女性ジャーナリストの受容についてのより一層の検証を期待したい。

第三報告林田敏子氏の「プロフェッショナルかスペシャリストかー第一次世界大戦期イギリスにおける女性警察」は、当初、筆者の俗な感受性を直に刺激してしまった…かねてより、ヘレン・ミレン主演の『第一容疑者』シリーズのジェーン・デニス警視、『ニュートリックス』のサンドラ・ブルマン警視、また、エリザベス・ジョージ原作ミステリーで貴族リンリー警視の下で働くパーバラ・ハヴァーズ部長刑事らが、「圧倒的な男性中心社会である警察内部で、女性であるゆえに偏見や差別にさらされながらも、男性以上の勤勉なタフさと女性的な直観と行動力で難事件を解決していく物語」の熱狂的信者であつたからである。この種の女性刑事物において、女性への差別、偏見、嘲笑は常套の前提である。林田氏の報告はこの前提の起源と発展を丁寧に力強い確かな論法で展開された。サッチャー元首相は「言ってほしいことがあれば、男に頼みなさい。やってほしいことがあれば、女に頼みなさい」と言ったそうであるが、まさにこの一連の経緯は、女性が、厳しい局面において「やる」任務を柔軟に全うし、男性は、男性優位を守れるような理論構築に終始した一件だったということがわかる。林田氏の詳細な資料づかいと明確な論理展開は、筆者の俗な「共感」を超えた地平へと続くもので、より高みへの道筋をしめす福音であつた。林田氏は、「警察史からセクシャリティや異性装をめぐる問題への関心の推移」というコメントされているので、ジェンダーにより深く切り込まれて行く林田氏の今後のご研究が大いに期待される。

筆者のような愚鈍な者が、安易な「共感」への誘惑を超えて、少しでも高みを目指すには『真面目が肝心』で、より真剣に資料に向き合う姿勢が必須であろう。井野瀬久美恵氏のいう「言説分析とリアリティとを絡ませながら、イギリス女性史の間口を広げるワクワクする作業」に、俗に走りがちなる自分を厳しく叱咤しながら、真摯に従事したいと決意した。

【フロアから：その2】

女性の労働権と「結婚退職(Marriage Bar)」

今井けい

今回シンポジウムでとりあげられた3つのプロフェッションについては、それぞれコメンテーターからの報告があるので、私はこれらの報告とは異なる視点からプロフェSSIONALに関わる全体的な3つの問題（とくに2.）に触れておきたい。

まず1. で明記したいことは「医療」はともかくとして、その他のプロフェSSIONの女性への開放は1919年法にもかかわらず微々たるものだったことである。紙数の関係で下記に最高位職に占める女性の割合（1911年～1971年）（%）と、具体的な数値が分かる所は備考欄にその数値を簡単に表記した。高レベルの公務については、1920年に下院で「機会平等」が圧倒的多数で支持されたにもかかわらず、差別的選考試験制度の導入によって女性が排除され続けた。

2. としては、トップ・プロフェSSIONの扉がわずかししか開かなかった時に教職はすでにプロフェSSIONの約6割の女性を擁していた。しかし
マリッジ・バー
「結婚退職」制の導入によってその後10年間に約4000人減少したことである。

教職は看護職と同様、女性にふさわしい仕事として考えられ、1870年代頃から、中産階級の女性が参入した。社会で尊敬される地位になり、奨学金や教師訓練制度によって資格も取得できるようになった。戦争はさらに女性の入職を促進したのである。

このような女性教員の増加のなかで、多くの地方当局は「結婚退職」を1920年代初めに導入した。当局は公的支出の削減や教師訓練カレッジ卒業生の失業問題をかかえていたのである。全国教員組合（NUT）はほとんど何もしなかったが、全国女性教員組合（NUWT、1925年結成）はじめさまざまな組織の女性はこれをやめさせるための法的行動をとった。だが既婚女性教師数はいっそう減少。「世論」は経済状況の困難な時代に既婚女性が働くことに反対し、彼女たちとその夫の二重の収入の享受を快く思わなかった。

他方、フェミニスト・グループの人たち、あるいは労働党や労働組合関係者たちは「結婚退職」

の導入は労働権の侵害にあたるとして既婚女性教師の立場を支援した。教師は個人的な事情ではなく、教師としての仕事によって評価されるべきである。また、中産階級のフェミニストが言うように性や婚姻に関わりなく個人の自己開発と経済的自立の基礎として労働権を擁護すべきである。労働党はこれらの主張を考慮しつつすべての既婚女性の労働権を認めたのである。しかし、ロンドン市の57人の女性教師は裁判で敗訴。他方マンチェスター市では、労働者階級出身の市会議員であり、治安判事であるハナ・ミッチェルの努力によって女性教師の解雇を避けることができた。夫が妻子扶養不能の場合、妻はプライヴァシーを維持しながらどのようにしてそれを立証するか？結婚指輪をはずして職を保持し続けた女性もいた。このような状況のなかで、どれだけの女性教師がみずからの意志に反して職場を去らねばならなかったか？それは女性にたいしてどのような影響を与えたか？今後検討すべき課題の一つと言える。

3. 同じ頃国や地方自治体による社会福祉行政の広がりの中で女性の福祉事業への進出が目立っている（1921～1931年間に1863人から3389人に増加）。この部門の研究報告が今後に期待される。

以上、1. で触れたトップ・プロフェSSIONへの女性の極めて少ない参入とその後の序列制度、2. の労働権を無視した「結婚退職」による女性教師のプロフェSSIONからの排除、そして、3. の新しいタイプのプロフェSSIONALの発展は、いずれもプロフェSSIONと社会変容との深い関係を示す。情報技術のすさまじい進展のなかで、プロフェSSIONは女性にとって一体何か。改めて問わねばならない。同時に形を変えた家父長制の強固な存続に注意を喚起していきたい。

女性教師の問題は産業構造の変化と経済的状況、あるいは家庭生活重視の風潮のなかでしだいに人びとの関心を失った。しかし、女性教員自身は結婚退職制の廃止や平等賃金実施に向けての活動を続けた。前者は1944年に実現。後者のための王立委員会同年設置され、1955年に実施された。第二波フェミニズムへの重要なかけ橋となったのである。

最高位職における女性の割合(%)

各グループ全体に占める女性の割合	1911	1971	備考
医師	2	20	1914年477人；1921年までに1253人；
会計士	0.2	3	1931年までに2810人※
裁判官、法廷弁護士、事務弁護士	0	6	1935年までに法廷弁護士79人、事務弁護士116人※

C. Hakim, *Occupational Segregation*, Research Paper no.9, table 20. London, Department of Employment, 1979, p. 34.
文献1. p. 76 より作成。 ※文献3. p. 94, *文献1. p. 83

参考文献

1. Deirdre Beddoe, *Back to Home and Duty: Women between the Wars, 1918-1939* (Pandora, 1989)
2. Gerry Holloway, *Women and Work in Britain since 1840* (Routledge, 2005)
3. Martin Pugh, *Women and the Women's Movement in Britain 1914-1959* (Macmillan, 1992)
4. Rosalie Silverstone and Audrey Ward, ed., *Careers of Professional Women* (Croom Helm, 1980)
5. Ina Zweiniger-Bargielowska, ed., *Women in Twentieth-Century Britain* (Longman, 2001)

6. 今井けい「両大戦間期イギリスにおける女性運動—その3 両性の平等か階級の平等か」大東文化大学『経済論集』第68号、1996年12月
7. 村岡健次『ヴィクトリア時代の政治と社会』、同『近代イギリスの社会と文化』（いずれもミネルヴァ書房、1995年 新装版；2003年）
8. 大森真紀『イギリス女性工場監督職の史的研究—性差と階級』慶応義塾大学出版会2001年、および「戦間期のイギリス工場監督職—性差と階級・再考—」『経済学論纂』（中央大学）第42巻第6号、2002年

【フロアから：その3】

女性医師の権利獲得と社会進出、その可能性と限界をめぐって

高林 陽展

女性へ医業資格が開放された後も、女性にとって苦闘の歴史が続いたことを、出島有紀子氏の報告は克明に記している。1858年医業法の成立後、医師資格を有する女性が登場し、女性の有資格者が大戦直前には1,000名を越したことは、性による差別が医業から消えつつあったと評価されがちである。しかし出島氏は、当時のジェンダー規範から女性医師なる存在に異が唱えられたこと、「女性医師」を正当化する目的で帝国領土における女性医師の必要性が強調されていったことを提示する。これは、本土で余剰労働力とされた人々が帝国領土や旧植民地へと渡っていった社会帝国主義の議論と軌を一にするものである。出島氏はまた、医師資格を得た女性が、無資格者の女性医療従事者（助産婦や民間療法に従事する女性）を排除し、医業資格制度が持つ排他性を表現したことも明らかとした。医師資格を得た女性は、女性である前に医師（男性中心の職能集団）の一部となることを要求されており、女性であることを主張するのではなく、男性優位の職能集団の一部であることを主張することでしか、医業の世界で生き残る選択肢がなかったとも言えよう。

いずれにしても目立つのは女性医師の苦境である。簡略に言えば、医師資格が女性に解放されたことが「機会の均等」だとしたら、その後に医師を生業としてゆくときの「結果の平等」が無かったとい

うことであろう。では、医師を生業とするということとは、具体的にはどのような環境に身を置くことなのか。この点を探求することで、「帝国に出ざるを得ない」「男性医師集団に同化するしかない」女性医師の困難さを簡単に補足してみたい。

まず、1858年以降の典型的な医師のキャリア・パターンを下層から上層へと描いてみたい。医学校や大学において医師資格を得たのち、最初に就く職階は、ハウス・オフィサー（house officer）やレジストラ（registrar）と呼ばれる、いわゆるインターン級の篤志病院勤務医である。医学校を優秀な成績で卒業した一部の医師、あるいは強いコネクションを持つ医師たちは、この職階のすぐ後に、研修先で内科医や外科医といった職責を得ることもあった。しかし、多くは、精神病院、救貧院に付属する施療所、公衆衛生当局といった公的なセクターで勤務医として働くことが一般的であった。その年収はおよそ100～200ポンド程度と薄給であった。



イギリスの医業界において重要であったのは、「自営」(self-employed)、「起業家」(entrepreneur)といった規範であり、勤務医は蔑視の対象であった。そのため、次のキャリア・ステップとして、多くの医師は一般開業医 (general practitioner) を志向した。ただし、これは容易なことではなかった。開業イコール成功ではなく、彼らの多くは収入基盤を求めて、企業、労働組合、友愛組合と契約し、産業医 (ないしは契約医) としての基礎的な収入を確保する必要があった。1911年国民保険法以後は、被保険患者を自らの登録患者リストに掲載すること、つまり自分の患者を囲い込むことが安定的な収入確保の方法となった。しかし、これらはいずれも男性労働者を対象とした制度であり、女性医師が選ぶうるオプションとしては有力なものではなかった。

一般開業医の上にある職階は篤志病院の医師の職責である。1946年国民保健サービス (NHS) 法以前、篤志病院の主たる患者は下層階級であり、その入院費は寄付金によって肩代りされていた。篤志病院の医師の職責とは、給与が伴わない慈善事業への参加であった。そのメリットは下層階級の患者を診ることではなく、篤志病院の寄付者や理事など上・中流階級との人的結合関係を得ることだった。これにより、富裕者層を自らの私診療の場にリクルートし、一般開業医より高いレートでの診療報酬を得ることができたのである。このような富裕者向けの開業医のことを顧問医 (Consultant) と呼ぶ。しかし、顧問医まで登りつめることのできる医師はもちろん少ない。多くは一般開業医に留まるか、眼科、耳鼻科、小児科、神経科などの専門分化されたフィールドで専門医になることで、キャリア・アップを図っていったのである。

このようなキャリア・パスがある一方で、19世紀後半に目を向けると、ポスト医業法時代とは医師間の激しい競争の時代であったことに注意せねばならない。医学史家ジーン・ピーターソンは、1858年医業法によって医業資格が統合され、医学教育制度も定まったことにより、医業資格者の増加がもたらされたことを論じている。つまり、上述したように、女性医師が飛び込んだのは、既に男性医師で溢れた世界、男性患者を診ることを中心に据える世界、コネクションが物を言う世界であった。そのような世界で女性医師が診療を生業としようとすれば、これは勤務医のような下層の医師になるしかなかった。女性が帝国領土での職責や学校医や母子保健の専門医になっていったのは、このような背景からである。

勤務医の世界は、「レディ」というイメージには全くそぐわないものである。精神病院を例に挙げると、19世紀後半ともなると公立精神病院は過剰収容の問題に悩まされており、大都市部の巨大な精神病院では患者1,000～2,000名に対して医師は3～5名程度であった。ほとんどの患者は、我々が思い描くような「治療」を施されてはいなかった。当時において、精神病院は監禁の場であり、その医師は看守であった。

二人の女性精神科医の例を挙げてみたい。一人は成功例であり、もう一人は両義的な例である。成功例はクリスティン・メアリ・ミュレル (Christine Mary Murrell, 1874-1933) である。家族の支援の下、ロンドン女子医学校 (London Medical School for Women) に1894年に入学した彼女は、医学士号を5年後に取得した後、ロイヤル・フリー病院のインターン級医師と

なり、次にノーサンバーランド州立アサイラムに職を得た。ここで彼女は精神疾患に興味を持ち、後に博士号を得たが、その後のキャリア・アップには直接的にはつながらなかった。彼女は、男性医師と協同でベイズウォーターで開業し、さらにはパトロンを得て幼児福祉クリニックを設立するなど、勤務医の世界を出て初めて医師としての成功にたどり着いていった。その後ミュレルは、女性医師連盟 (Medical Women's Federation) で積極的に活動し、英国医師会 (British Medical Association) で中央評議会に選出された初めての女性医師となった (1924年)。

他方で、そのような華々しい成功に与れなかったのが、キャスリーン・A・H・グレイブス (Kathleen A. H. Graves) である。1897年に医師の家庭に生まれたグレイブスはリバプール大学にて1919年に医学士号を取得。その後インターン職を経て、バーミンガムのルベリー・ヒル精神病院の勤務医となった。1928年には精神医学で博士号を取得した。しかし、1933年に医師の男性と結婚したことにより、「当時のルールに従って」 (in accordance with the rules at that time)、家庭へと入った。第二次世界大戦が起ると、軍医として彼女は医療の世界に復帰し、戦後はNHSで医師としての活動を続け、最後はバーミンガム地方保健局の顧問精神科医にまでなった。グレイブスの例は、女性医師の苦難やキャリア編成の難しさを教えてくれているとは言えないだろうか。

このような女性医師が置かれた診療の空間は、医師資格を得た女性を医業の世界から遠ざけさせるのに十分だったのではないだろうか。医業の世界で名を成した成功例だけではなく、そこから去った女性、去らざるを得なかった医業の構造や男性性を分析することが、女性と医療専門職を検討する上で今後の課題となると思われる。

さらに付言するならば、真に女性医師を解放する契機は何であったのか、という点も今後の検討課題であろう。私見では、それはおそらくNHSの成立にあったと思われる。NHSは公的なセクター中心の医業構造を創り出し、医業の世界から医師の自律性や起業家精神を減じていった。また、配偶者への無料診療も実現し、国民保険の悪弊が取り除かれたことも大きいだろう。これはまだ試論であり、これからの実証的な検討が必要であろうが、それまでの女性医師の苦境を取り除く制度的な変更であったと思われるのである。

また同時代的な文化を考慮し、女性の医療従事者が決して医師資格を持つ者だけではないことも、肯定的に捉えられるべきであろう。出島氏が挙げたワイズ・ウーマン、ハンディ・ウーマンに留まらず、老人や精神疾患患者の看護を行う私立保養所 (nursing home) の経営者、心霊ヒーラー (spiritual healer) には女性が多く従事していた。彼ら自身の自己定義、彼らを医業者として利用する消費者の存在を捨象することが、女性が医師の世界へ進出することを一義的に平等、あるいは進歩と評することと表裏一体であってはなるまい。もちろん、これらの非正規医療が、社会経済的に脆弱な階層の女性が就くことが多いジェンダー化された職域であったと見ることも可能である。しかし、彼ら自身はあるいは同時代人たちにとっては尊厳ある職が奪われていったと言うことも可能であり、こうした点は今後の論点たるだろう。

【フロアから：その4】

女性の職業自立を促す二つの戦略 — 女性の「男性化」vs 貧困の「女性化」の狭間で—

岡田英己子

今回の三報告は男性の領域と目されていた職業に参入する女性を扱っている。各主題は、出島有紀子「差異化と共犯—ヴィクトリア朝期における女性医師の専門職化とその功罪」、三井淳子「親和か対立か—世紀転換期イギリスにおける女性ジャーナリストの存在意義」、林田敏子「プロフェッショナルか—第一次世界大戦期イギリスにおける女性警察」と二項対立で記され、香川せつ子による趣旨も前もって読んでいたから到達地平は予見しやすかった。

第7号ニューズレターでの香川による「女性のプロフェッションと社会変容」の趣旨説明では、1914年のフェビアン協会調査報告を参照し、「女性のプロフェッション」に「教職、医業、看護、衛生監督官、公務員、秘書・事務、俳優の七つ」が挙げられている。これが一種の事前打ち合わせになっているからか、全報告が「社会変容」に力点を置き、「女性のプロフェッション」を論じていた。出島の「女性の患者化と連動して進む既存の女性医療提供者の序列化」、三井の「医師・弁護士のような明確な資格要件とは対極にあるジャーナリストのプロとアマの曖昧な職業像」、林田の「男の聖域に女性警察が参入することで、既存の警察のプロフェッショナル化に与える影響」等である。

が、時間が限られていたこともあり、何が上位に来る専門職で、資格や職業教育を要する「半」専門職はそれといかなる関係を持つのか、さらに家事労働の延長と見なされるケアを女性が担う就業構造が低賃金を容認するのではという問題への言及はなかった。

他にも抜け落ちたものがある。「プロフェッション」概念への論議は少なかったし、ミドル・クラスの女性向けの職業開拓が、その職業教育を率いる女性の上昇志向と権力欲を醸成し、女性の「男性化」を正当化してしまう趨勢にもふれられていない。

そこで筆者の副題に即しつつ、少し問題提起的な問いかけをしてみよう。

フェミニストが組織拡大を図りながら、前世紀転換期に職業自立の戦略を打ち立てる場合、選択肢は次の二つしかない。専門職と見なされる男性の領域への参入か、女性の領域を掲げて新規職種を開拓するか、どちらかである。前者は大学の門戸開放に伴う要求で、医師・法律家等の専門職への進出をさし、後者は育児・介護等の伝統的な無償労働を有償にする方向が主流を成す。共に到達目標は雇用機会の拡大で、女性の自立を促す点にある。この労働政策と社会政策を一体化して捉える音頭はイギリスがとる。

それだけに国際比較の視点が重要になろう。「女性のプロフェッション」が、欧米先進国で共時性をもって登場する時期に、国際女性評議会(ICW)の国

際会議が情報伝播で先導的な役割を果たす。女性労働と社会政策をめぐる論議と、対人援助の新規職種と雇用開拓の動きは、1899年ロンドン開催の第2回ICW国際会議で弾みがつくからで、ここでイギリス・フェミニストが他国に与える影響は看過できない。

むろん各報告者には独自の研究関心があり、報告時間も限られているので、福祉国家体制下での政策課題になる女性の職業自立とその限界にまで踏み込めないのは致し方なかろう。が、女性雇用の二極化が、女性間の序列を強化する点は否めない。権力を持つ「男性化」した女性が「女性のプロフェッション進出」のパネとなり、低学歴の女性もケア・ワークに代表される「半」専門職に就ける。この二極化が女性雇用に促す反面、持続的な雇用を妨げる。貧困の「女性化」と、使い捨てカイロの如き雇用は相補関係にある。

つまり筆者の副題には、一筋縄ではいかないジェンダー秩序の解体作業のために、女性問題の基底に立ち戻って、再考してほしいとの願いが込められている。

女性の「男性化」と貧困の「女性化」とは対極に布置されて描かれやすい。が、ICWで19世紀末から討議されるのは、女性の「男性化」を抑止し、同時に貧困の「女性化」を予防する、つまり前者のためにまずは女性の領域で実現可能な新規職種・職業教育を、後者のために女性向きの社会政策を、提言することにあった。これは現下EUのワーク・ライフ・バランス政策とジェンダー政策が掲げる理念と、発想において近似する。柔軟な生き方ができる若手育成に力点を置き、職業教育・再教育を徹底させて貧困リスクを予防し、同時に女性の「男性化」の抑止も含め(表立っては語られないが)、ワークと子育てのバランスを標榜するトレンドの社会政策。似た事象は19世紀末/20世紀初頭にまで遡及できる。女性の職業自立を促す二つの戦略が欧米先進国でほぼ共時性をもつのも、その情報伝播にICW等の国境を超える女性ネットワークが寄与するからだ。

一世紀の時を超えて、なお未決の課題である「同一価値労働・同一賃金」。ICW国際会議に集うフェミニストの一群が、ロンドンでベルリンで話し合い、そうあるべきと考えたこの手堅い雇用戦略に、女性史は再評価も含めて研究関心を向けるべき時だと思う。



【フロアから：その5】

女性のプロフェッション：日本の場合は

水田珠枝

「イギリス女性史研究会」第17回研究会の前日（2011年12月10日）、私は名古屋で、東海ジェンダー研究所主催、内閣府の講師による第3次男女共同参画基本計画の講演会に出席した。内容は雇用におけるポジティブ・アクション（積極的改善措置）、特に「指導的地位に就く女性の比率の増加」に重点がおかれた。「指導的地位」(leadership and decision-making positions)にある者とは、①議会の議員、②法人・団体等の課長相当以上の者、③専門的・技術的な職業で専門性の高い職業に従事する者だという。研究会のテーマである「女性のプロフェッションと社会変容」と講演会の「指導的地位に就く女性の比率の増加」とは問題がつながっていると思われたので、私はイギリス女性の研究報告をききながら、日本女性の問題について考えた。

講演の要点を述べておこう。「指導的地位に就く女性の増加」は、1990年の「国連ナイロビ将来戦略勧告」として提出され、1995年までに少なくとも女性の比率を30%に増やすというものであった。これを受けて日本では、2005年の第2次男女共同参画基本計画で2020年までに30%に増加するという目標をかかげ、また2010年の第3次男女共同参画基本計画でも2020年までに30%という目標をかかげた。実際の到達度ははるかに低く、2010年では、国会議員に占める女性の割合は、スウェーデンが45.0%であるのに日本では11.3%で韓国の14.7%に追い抜かれ、研究者に占める女性の割合も、ロシアの41.8%に対して日本では13.6%で韓国の14.9%に追い抜かれた。政府は府省を挙げてポジティブ・アクションに取組み、司法、政党、地方公共団体、民間企業、労働団体に「指導的地位の女性の増加」を働きかけている。しかし、現状では2020年に30%という数字は厳しい、というのが講演の結論であった。

会場からは、1990年に国連の勧告があったのに2005年まで何をしていたのか、2年前の政権交代で女性への政策は変化したのか、日本で女性への政策が実効をあげていない理由は何か、などの発言があった。講師は、韓国が日本を超えたのは対応が早いからだと説明した以外は、これらの質問について明快な回答をしなかった。

研究会で報告された約1世紀前のイギリス女性のプロフェッションと現代日本の「指導的地位に就く女性の増加」とを、単純に比較することはできない。しか

し研究会での報告が、主としてプロフェッションを切り拓いていくイギリス女性の活動として語られたのに対し、日本の場合は、国連の勧告という外圧をうけ、政府主導で進められたという違いがある。日本政府は、対外的には国連の勧告の実現をせまられながら、国内的には根強く存在するそれへの反対意見に対応することになった。「指導的地位」を含む男女共同参画基本計画の策定過程は、勧告を推進しようとする力とそれに反対する力とのアリーナになった。

講師が語らなかった基本計画の策定経過をみると、1994年6月に村山内閣のもとで政令による男女共同参画審議会が設置され、2年後の1996年に審議会の答申として「男女共同参画ビジョン」が出された。だがそこで使われたジェンダーという言葉めぐって議論が闘わされ、それに続くジェンダー・バッシングとフェミニストによる反撃へと発展した。1997年には法律による新たな男女共同参画審議会が設置され、1999年には「男女共同参画基本法」が国会で可決され公布・施行された。「基本法」では、ジェンダーという言葉がはずされた一方、前文でジェンダーとほぼ同じ内容の「性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮する」という文言が組み込まれ、翌2000年には、「基本法」にもとづく（第一次）男女共同参画基本計画が策定された。

「基本法」に「性別にかかわらず」と書かれたことは、フェミニストたちの闘争に負うところが多い。だが世界的に通用しているジェンダーという言葉が消えたのは、反フェミニズムの執拗さを意識させられた。「基本法」の第14条4項で都道府県及び市町村に男女共同参画の計画の策定を義務付けているにもかかわらず、行政の末端までそれが浸透しているとはいえず、女性のための施設が閉鎖されたり、そこで働く女性の雇い止めが発生したりしている。「指導的地位」の女性が10%代にとどまっているのもそのためだろう。

「指導的地位に就く女性の増加」は、女性の地位向上に役立つにちがいない。それには広範な人々の支持が必要である。しかし、「指導的地位に就く女性」の存在は、指導的地位にいない女性の存在を前提としている。「指導的地位の女性の増加」を実現するには、指導的地位にいない多数の女性たちとの連帯をつくることが課題である。

総会・会計の報告

【会計報告】

昨年12月の総会で、審議の結果、2011年度(2010年12月1日～2011年度11月30日)の会計報告が以下のとおり、承認されました。
(単位：円)

収入の部		
費目	金額	内容
繰越金	237,782	
2011年度会費	116,000	58名
2009年度会費遅延分	14,000	7名
2010年度会費遅延分	34,000	17名
2012年度会費先払い分	12,000	6名
合計	413,782	

支出の部		
費目	金額	
ニューズレター(第6号・第7号)	45,500	
大会運営費	7,013	茶菓代、講師用お弁当代等
事務用品費	105	
雑費	1,260	振込手数料
ホームページ更新料	4,980	
小計	58,858	
次年度繰越金	354,924	
合計	413,782	

また、2012年度(2011年12月1日～2012年度11月30日)予算案も以下のとおり承認されました。

(単位：円)

収入		金額
会費	2000円×50名	100,000
繰越金		354,924
合計		454,924

支出		金額
ニューズレター費		49,000
ホームページ運営費		7,000
事務用品費		5,000
大会運営費		8,000
旅費		50,000
予備費		20,000
小計		139,000
次年度繰越金		315,924
合計		454,924

別表1 ニューズレター費の積算根拠

作成料 230円(一部)×100部×2回=46,000

送料(編集担当⇒シナプス) 1,500×2回=3,000円

別表2 ホームページ運営費の積算根拠

Web更新管理費 4,000円

ドメイン維持費 1,000円

別表3 大会等運営費の積算根拠

コピー代 3,000円

茶菓代 2,500円×2回

別表4 旅費の積算根拠

報告者への旅費補助(報告を依頼し、補助の必要がある場合)

50,000円

別表5 予備費の積算根拠

会場費、評者謝礼、アルバイト代など
20,000円

【総会決定事項】

●新役員

総会で以下の新役員が決まりました。

代表 竹内敬子

副代表 香川せつ子

会計 佐藤繭香

事務 三井淳子、出島有紀子、
塚本有紀、大石和欣、高田実

監事 山口みどり、梅垣千尋

●規約の改正

これまで、役員全体の任期が2年、再任は1回までとなっていました。会の実態を考慮し、この規定を、代表、副代表、会計のみに当てはめるといいう改正がなされました。

【リレー討論】 いま、女性史に問われているもの ー第4回ー

「日本史」と「女性史」の壁を超えて

林 葉子

リレー討論の第4回目は、林葉子さんに問題提起していただきました。日本史、東洋史、西洋史などという枠にとらわれるべきではないという河村貞枝さんの問題提起を受けての議論です。回を重ねるごとに、論点が深まっているように思います。

先日、ある会で伺った河村貞枝さんのお話に、私は強く励まされた。それは、これまでの「日本史」「東洋史」「西洋史」という歴史の枠組みは〈古い革袋〉であって、これからの歴史研究は、そのような既存の枠組みにとらわれずに進めていくべきだというお話で、私はちょうど自分の研究対象が、それらのどの枠にも収まらないであろうことに気づいて不安な気持ちになっていたところだったから、恐れることなくそのまま研究を前に進めてゆけば良いのだと、背中を押していただいたような気持ちになったのだ。

私の研究テーマは近代日本の娼婦運動なので、(大学院では「政治学」と「日本学」の研究室で学んでいたのだけれど)それは「日本史」研究であるといっても間違いではない。けれども日本の娼婦運動は、イギリスやアメリカなどからも強い影響を受けているので「西洋史」から切り離すことはできないし、日本の公娼制度や娼婦運動のアジアへの拡がりに着目するならば「東洋史」にだってなりうる。またこのテーマは、地理的な面において領域横断的であるだけでなく「政治史」「医学史」「衛生史」「軍事史」「女性学」等、さまざまな分野との接点を持っている。

そのため、そのようなテーマに関心を持って取り組んでいる私は「あなたの専門は何ですか？」という質問に答えることが苦手だ。いつも、その問いにどのように答えたらいいのかと迷い、上手に説明できない自分のことを、もどかしく思う。けれども他方で、いくつもの領域を跨がなければ解明できない問題も世の中には確かに存在しているのだから、複数の領域の交差点のような場所で、あえて立ち止まり、口ごもりながらも新たな言葉を探して試行錯誤するのは必要なことだと考えたりもしている。

私は大学院に入ったばかりのころは、自分の研究テーマについて、今よりもずっと単純に考えていた。大学院の入学試験の面接で、私は「日本の女性史を研究したい。なぜなら私は自分の足元について考えたいから」というような発言をしたのだけれど、大学院に入って学び始めてから、その自分の発言のもととなっている一つの思い込みについて、何度も自ら問い直すことになった。つまり私は最初、自分は「日本」の「女性」だから「日本女性史」を学ぶことは「自分の足元」について考えることと同義だと単純に信じて疑わなかったのだけれど、実際にいろいろなことを学んでいくうちに、「日本」も

「女性」も、実に多様だということが分かってきた。ずっと時代を遡って調べていくと、考え方も身体感覚も自分とはまったく異なる「日本」の「女性」たちと出会うことになった。

むろん過去の女性たちと自分との間に共通点や連続性を見出すこともできるのだけれど、それは決して、同じ女同士だから分かりあえるというような単純な話ではない。そして研究対象と自分との間にある距離を強く意識するうちに、その距離がしだいに心地よく、面白く感じられるようになってきた。たとえば今は、同じ戦前の日本の歴史を調べるにしても、昭和以降のことより明治期について調べている時のほうが面白く思える。それは、時期的に遠く隔たっていることを強く意識すればするほど、研究対象を心おきなく突き放して考察できるからなのかもしれない。そして、その研究対象との距離が生み出す緊張感が、とりわけ今の私には必要なのだと感じている。

同時代を生きる「女性」に対しても、同じ「女性」だからといって自分が相手を理解できるとは限らないということを実感させられたのは、皮肉にも、自分が「女性」であることを強く意識させられた出産体験を介してのことだった。私はたしかに子どもを産んだのだけれど、私の出産は二回とも帝王切開だったので、結果的に私は、陣痛というものを全く経験していない。だから、テレビなどで出てくる出産シーンの、産婦がウーンと唸って顔を真っ赤にして・・・というのは、いつも共感の伴わない他人事として眺めてしまうわけで、そんな私でも形式上は、かつて「産婦」だったということになっているのが不思議である。妊娠・出産の過程は人それぞれで、命がけの人もいれば、楽々やり過ごす人もいる。経験者同士、互いにその経験を語れば語るほど、経験の同一性より差異が前面に出てきてしまって、ちっとも共感しあえなかったりもする。

けれどもそれで良いのだ。共感はいらないとしても、自分とは異なる体験を語るその相手に対して無関心になれないのは、自分にも相手に通じる何らかの経験があるからで、そうやって誰かと通じるきっかけとなりうる経験は「女性」としてのそれに限らず、ある人にとっては「男性」としての経験が、そのような契機になるかもしれない。ともかくも自らの経験を一つの問いとして、ある対象に強い関心を持ち始めたならば、それが、その人にとっての学問の始まりなのだろう。

結局のところ、私が最初に「日本女性史」を学んだ

いと考え始めたときにイメージしていた「日本」も「女性」も確かな「自分の足元」などではなく、ましてや、何らかの根拠や答えになるはずもなく、それらは単に学びのきっかけとしての一つの問いに過ぎなかった。そのようにして自分の問いに出会ってから15年ほどの時間が過ぎて、今あらためて思うのは、自分の関心事を何か狭い枠の中に閉じ込めることで安心しようとするのは、もう止めにしようということである。

実をいうと、このイギリス女性史研究会に入会する際にも、まだ「日本女性史」を十分に研究できていない私が「イギリス女性史」にまで関心を広げてしまったら、私の研究はいっそう茫漠として、わけのわからないものになってしまうのではないかという恐怖心が先に立った。けれども、私がそんなことを心配してもしなくても、私の研究対象は、とくにそれらの領域の垣根を越えてしまっているのだ。私がそれを見ても見なくても、そこには確かに、はるか遠く海を越えて人々が交流していた痕跡が残されている。私は、自分のちっぽけな研究者としての纏まり方など考えていないで、自分の研究対象のダイナミズムから、もっと謙虚に学ぶべきなのだろう。

そのように「日本史」が、私の越えたい一つの垣根だと意識されるのと同時に、実は「女性史」も、一つの壁として意識されるようになった。たしかに、河村さんが前回の「リレー討論」で指摘されているように、「女性」については、重要でありながらも論じられていない事柄があまりに多く残されている。私が自分のライフワークにしようとしている廃娼運動史や公娼制度史や、そうした制度との関わりで生きざるをえなかった人々の歴史についての研究も、やはり「女性」をめぐる歴史研究の最重要テーマなのだが、先行研究は少ない。だから「女性」をもっと論じるべきだという河村さんの主張には強く共感するし、私自身も、これからたくさん「女性」を論じたい。しかしそのことと、ある問題群を「女性史」と名づけ、その枠組みの中で語ろうとすることとは、別の問題ではないだろうか。

私がいま、頭に思い浮かべているのは、日本の近代公娼制度のもとで生きた娼妓たちのことである。私は最初、彼女たちのことを「女性」として捉えようとしていた。けれども、ある時から私は、彼女たちを「女性」よりもむしろ「子ども」として捉えるべきではないかと考え始めた。たしかに彼女たちの性別は「女性」である。だから彼女たちの歴史を「女性史」といっても間違いではないだろう。けれど、彼女たちの身体が前借金と引き換えに売られたとき、そのお金を受け取ったのは本人ではなく、主に彼女たちの親であったということ、そしてそのように売られた彼女たちの多くは未成年者で、その身売りが周囲の人たちに「親孝行」だと受けとめられたことなどを考えると、私には、彼女たちは「子ども」だったからこそ売られたと思えるのだ。だから、そのような彼女たちについて、あたかも性的に成熟した成人女性が自己決定によって行った性的労働であったとでもいうような話にすり替えて論じられるとき、その欺瞞的言説に対する

言いやうもない怒りが湧き上がり、これは「女性」の問題じゃない、彼女たちは「子ども」だったんだと、私は「女性史」という壁そのものを壊したくなるのだ。

そしてもう一つ、私が思い浮かべるのは、日本で廃娼運動に参加した女性たちのことである。彼女たちは、夫に性病をうつされた上で離婚させられたり、夫のDVに悩まされたり、自分自身がいわゆる不倫関係で悩んだり、婚外子を産んで運動仲間に非難されたり等々、自らはいかにも不器用に生きながら、一夫一婦の規範を掲げて公娼制度の廃止を求めている。けれど戦前の日本の廃娼運動は、あくまでも男性中心の社会運動だった。

その頃、実際に遊廓に売られていたのは男性ではなく女性だったのだから、廃娼問題に中心的に取り組んだのが女性であっても良さそうなものだけれど、当時の女性たちには、政治参加と性的事柄はタブーだとされていた。だから、政治運動としての廃娼運動に女性が参加すること自体が問題視され、廃娼について語るにしても、直接に遊廓の話、つまりはセックスについての話をすることは許されず、かわりに、お上品に「家庭」を語ることによって間接的に廃娼論を援護するようにと要請されていたのだ。けれども現在、そのように彼女たちが、廃娼運動の中で周縁化されていたという事実は、あまり知られていない。逆に廃娼運動といえば、女性が大活躍した「女性運動」だと勘違いしている人がいるくらいだ。

そして、そのような思い違いが生じた原因について推測するに、それは廃娼運動史が長らく「女性史」の枠組みの中だけで語られてきたからではないかと私は考えている。つまり最初は廃娼運動が「女性問題」に関わる話だから「女性史」の枠に入れておこうというような単純な話だったのかもしれないが、廃娼運動に参加した女性を高く評価しようとして過剰に持ち上げたり、逆に彼女たちの思想や行動の時代的限界が強く非難されていったりする中で、廃娼運動が「女性運動」であったかのような誤ったイメージが形成され、彼女たちを周縁化した男性たちの姿が、不可視化されてきたのではないかと。私はやはりここでも、女性だけが関わっているわけではない問題群を「女性史」という枠組みの中に閉じ込めることの問題性を感じるのである。

だから、私はいま、私自身もとらわれてきたいくつもの境界を超えて、あるいはその境界線上で、再び私自身の問いについて考えてみたい。私が他人の問題ではなく自分自身の問題について考え続けるかぎり、これから先も「日本」や「女性」に関わり続けていこう。けれども私は、自分を何らかの型にはめていくことによって、自分の問いを解くよりも先にその答えまで決めてしまうような、そんな窮屈な道を歩むのはやめようと思う。私は、私の好奇心がどんな枠組みもおかまいなしに素直に伸びていく先にあるものを、いつかきっと、自分の目で見てみたい。

【書評】

梅垣千尋

『女性の権利を擁護する一メアリ・ウルストンクラフトの挑戦』

金澤周作

世に「古典」と呼ばれる書物は、だれもがその名を知り、内容も漠然とイメージされているが、実際にはほとんど読まれていないのではないだろうか。『イリアス』、『聖書』、『コーラン』、『源氏物語』、『史記』、『ローマ帝国衰亡史』、『資本論』、『地中海』、『失われた時を求めて』など、例を挙げればきりが無い。評者はイギリス近代史の研究者でありながら、イギリス近代史上の古典について、知ったような顔をしながら実は未読ということが多々ある。さまざまな二次文献からそうした「古典」の概要がわかったような気になるからそれで済ませているようなところがあるのだ。正直に告白すれば、『女性の権利の擁護』は、割と最近まで、評者にとって読んでいないが「知っている」という類の「古典」の一つだった。

私事ながら、2008年に東京のNHKカルチャーセンターで、「イギリスにノーを突きつけた人々」と題して4回シリーズの講義をやらせてもらい、そのとき取り上げたうちの一人がウルストンクラフトだった。このときはじめて白井堯子訳を斜め読みし、河村貞枝・今井い編『イギリス近現代女性史研究入門』（青木書店、2006年）の水田珠枝・梅垣千尋両氏の書かれた章を参考にして、あとはODNBや手近の参考書をつぎはぎして準備した。受講生は少なく、しかもほとんど還暦を過ぎた年配の方ばかりだったが、別の回に取り上げたトマス・ペインとともに、妙に受けが良かった（残り二人はウィリアム・ウィルバーフォースとオクタヴィア・ヒルで、こちらの思い入れとは裏腹に、たいしてアピールしなかった）。それはさておき、「斜め読み」の感想は、「やたらに冗漫で脱線が多く、同じメッセージの繰り返しが目につくが、とにかく情熱的」といった程度のものでしかなかった。それよりも、ウルストンクラフトのあまりに劇的な生涯（とメアリ・シェリーの作品『フランケンシュタイン』）の方に、強い印象を受けた。

今回、梅垣氏の著作によって、『女性の権利の擁護』を「斜め」ではなく「真正面」から読解してもらい、あのときこの本があれば、と思わずにいられない。もちろん、ただたんに解説しているというのではなく、ウルストンクラフトが置かれた状況や与えられていた条件・制約をしっかりと示したうえで、主体的に彼女のパッションに寄り添い、その思想を丁寧にすくい出そうとしている立場に、感動すらおぼえた。長谷川まゆ帆『差しのべる手』（岩波書店、2011年）を読んだときに感じたのと似た思いが去来した。それは、いつか誰かが自分の伝記を書くことがあるとするならこういう人に書いてもらいたい、人の幸福を願って生きた人の事績はそれに共鳴した人たちによってリレーされる／されてほしい——そんな思いだ。

血の通った歴史叙述でありながらも、同時に強靱な知性で冷静さを保っている本書は次のような構成をと

る。

「はじめに」では、フェミニズムが研究の緻密化・細分化と引き換えに直截なアピール力を喪失し、かつてあった「熱気」さえもはや失せたという現状を認め、だからこそ「原点」への回帰を主張する。歴史学一般についても妥当する診断だと評者は思う。大きな鉱脈は掘り尽くされたように見えるので、支脈へ、そしてそのまた支脈へ掘り進み、そこに確かに貴重な鉱石は見つかるのだろうが、端の端からその鉱石の発見を叫んでも、中心的な坑道（歴史学）はおろか、地上（社会）にはほとんど聞こえてこない。それならば鉱山そのものの開発の当初に手を付けられた鉱脈に立ち戻って見たらどうかということだろう。意外に支脈の支脈の突端は、もとの鉱脈のそばにあるのかもしれない。

第一章の「『女性の権利の擁護』の誕生とその評価」ではウルストンクラフトの生涯をたどり、死後の評価の変遷、日本での受容のされ方をひもときながら、連綿とこの本を読み継いできた人々の事績を評価しつつ、その末に自分を置く。この章は主に白井の訳者解説を下敷きにしていると思われるが、コラムにも書かれている大塚金之助と梅垣氏との、ウルストンクラフトを介した繋がりとは独自のもので、ひじょうにドラマチックである。そして、48－49ページでは、フェミニズムに関する偽り学問的な流行り廃りでウルストンクラフトの評価が左右されてきたことへの批判も述べている。研究者の業績作り（あるいはイデオロギーや栄達欲）のために、「古典」が流行の思想の観点から曲解に近い解釈をされることがあるとすれば、それは問題だろう。研究者が時代の子であり思考の制約を免れないことは言うまでもないが、できるかぎり対象をコンテクストの中で理解しようとしなければ歴史学（思想史を含む）ではない。梅垣氏はまさに、『女性の権利の擁護』をそのように読んでいく。

第二章の「女性」とは誰か」では、18世紀後半の常識・定説に対して敢然と立ち向かうウルストンクラフトの主張が整理される。高等教育を受けていない女性が、当代最高の権威であり彼女自身傾倒していたルソーを論敵として展開する議論は、きわめて力強い。女性は、男性と同様で平等な、美德を向上させることのできる理性的主体として神によって創造されている。にもかかわらず現今の文明社会は女性をそのような主体として認めず抑圧し、女性自身も客体である状況を甘受して低劣な人生（衣装愛、怠惰、享楽主義など）を送り、理性を十分に働かせられていない。これは神に対する義務を履行していない状態である。このようなウルストンクラフトの女性観を、信仰と啓蒙、旧体制と革命の時代の思潮の中に位置づけていくのが梅垣氏の方法であっ

て、そこに現代の高みからなされる安直な論理矛盾や「限界」の糾弾姿勢はみられない。

第三章の「女性の権利」とは何か」では、18世紀の半ば以降、さかんに考察されるようになった「人間の権利」という問題系の中で、ウルストンクラフトが「女性の権利」をどのように位置づけていたかが解明される。リン・ハントの『人権を創造する』（岩波書店、2011年）の内容とも呼応する章である。ここで強調されているウルストンクラフトの権利思想に見られる二面性、《普遍主義と差異主義》あるいは《平等主義と能力主義》は、「近代」なるものが産み出した究極のアポリアだろう。小田中直樹『歴史学のアポリア』（山川出版社、2002年）は人間形成のアポリアとして「自律と強制」を指摘し、遅塚忠躬『フランス革命を生きた「テロリスト」』（NHKブックス、2011年）はフランス革命期における「自由と平等」の相克にこだわったが、

（梅垣氏が描く）ウルストンクラフトもまた、そのような根本的な問題意識に突き動かされていたのだろう。ウルストンクラフトが、論理的には矛盾するふたつの路線を剛力でもって合体しようとしたとき（二者択一ではなく、いわば「絶対矛盾的自己同一」）、その突破力を支えていたのは彼女の信仰（神）なのだとすることが、よく理解できた。

自分の研究にひきつけるなら、現代の史家が批判しがちなヴィクトリア期ミドルクラス（の女性）による慈善や伝道活動なども、その一見矛盾する行動（階級・人種・ジェンダーの格差はそのままに、弱者を真剣に救済しようとする）を支えていた柱の一本はあきらかに、矛盾を超越し最後には辻褄を合わせてくれると信じた「神」だった。神がいるあいだ、近代にはアポリアはなかったといえるのかもしれない。我々は、過去を批判するより前に、理解しなくてはならない。

第四章の「女性の権利は「擁護」されたか」では、ウルストンクラフトのナラティブの特徴が分析されている。とりわけ、文飾を排した理性的な「哲学者としての語り」、空想力が奔放に駆け巡る「天才としての語り」という指摘は面白い。第三章にあった、一見矛盾する二面性を剔抉したのが哲学者としての彼女、そしてその二面性を抱きしめたのが天才としての彼女ということだろうか。女性という属性を読者にさらした上で、いかに当の著者が著述内容に描かれているあるべき女性として振る舞っているかを実践するという課題に、果敢に挑んでいるウルストンクラフトの努力を、梅垣氏は共感をこめて叙述している。また、そのようなナラティブを駆使してアピールした相手は、女性や男性だけでなく、「人類」であったり「神」であったりする。啓蒙と信仰の共存は、ここでもはっきり看取できるのである。

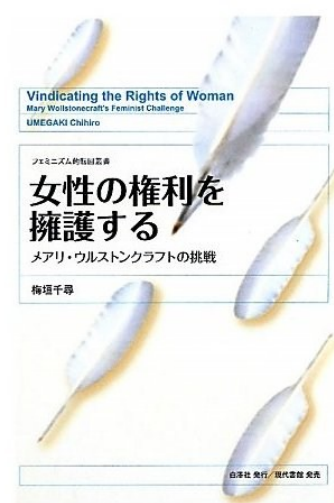
最後の「おわりに」では、ウルストンクラフトの「不滅の魂」が現代でも人々を鼓舞している様子が描かれて、未来に希望をもって閉じられる。

『女性の権利の擁護』が冒頭に述べたような読まれざる古典であるならば、梅垣氏の本書は、『女性

の権利の擁護』を実際に読んでみるためのすばらしい入口だと思う。現に評者は、この本のナラティブに惹かれて、『女性の権利の擁護』をあらためて線を引きながら読んでみることにした。その読書体験は、「斜め読み」の時とはまるで違うものだった。上に記したいくつかのコメントの中に見るべきものがあるとしたら、それは読まれざる古典を読んだところに理由があるのだと思っていただきたい。

平明な書き方で貫徹されている本書は、同時代の思想的な諸潮流に関する深い学識に基礎づけられている。時代のコンテクストを熟知した梅垣氏だからこそ、行論中にはとさせる逸話や補足情報を随所にちりばめている。つくづくよい本だと思うし、若い読者は幸せだと思う。この本を読み、きちんとノートにまとめるだけで、フェミニズムやジェンダーについてほんとうに必要な知識と情熱を一生涯たもっていける。また、教師から「強制」されなくとも、「自律」的に人がこの本に出会ってくれるとしたら、そういう出会いはセレンディビティというのだろう。これから永きにわたり、どこかのだれかにとって、生きる励みにもなってくれる、そういう本であろうと評者は思う。

イギリス近代史研究の立場から望蜀するとすれば、梅垣氏のウルストンクラフト像を一つの要素とした、18世紀後半から19世紀前半の歴史像をいつかまとめた形で提示してほしいと思う（すでにそちらの研究も進めていることは承知の上で）。彼女があのように生き、あのようなことを書いて、あのように受容・反発・無視をされた時代はどのようなものだったのか。本書で歴史学の知見も総動員して一つのテキストを精緻に読み解いてみせた梅垣氏の次のステージは、氏の到達したテキスト理解から、既存の歴史像を刷新することにあるだろうと評者は思うからである。



（白澤社、2011年、222頁、ISBN 978-4768479421）

イギリス女性史研究会・第18回研究会【報告要旨】

15世紀イングランドのジェントリ女性と地域社会
—マーガレット・パストンの人的ネットワークを中心に—

古城 真由美

中世後期ジェントリ研究では、かつてジェントリは大貴族の手足となって無法者の集団と見なされていた。しかし、1945年、K・B・マクファーレンは15世紀イングランドの政治社会は大貴族とジェントリとの間の金銭に基づく個人的契約関係による人的結合と見なし、大貴族とその保護やパトロネージを期待して集まった人々の集団＝アフィニティによる独自の秩序維持システムへの貢献を主張した。それゆえそれ以降、ジェントリの持つネットワークが当該期の地域社会を理解する重要な指標とされてきた。当初、研究の力点は大貴族とのタテのつながりやアフィニティの構造解明に重きがおかれてきたが、特に注目すべきはそれ以上に、ジェントリ同士の多様なヨコのつながりが、彼らの社会生活にとって大きな意味を持った点であろう。ジェントリは個人間の関係が重要なパトロネージ社会の中に生きており、有効な人的ネットワークなくして、国政参加や地方政治運営はおろか、家産を守ることすらできなかったからである。

以上のように、先行研究はイングランド社会全体におけるジェントリの多様なネットワークのあり様を明らかにしてきたが、地域社会の政治的事件に関わる場合、それはもっぱらジェントリの男性を分析対象としたものが多かったように思われる。なぜなら、地域社会での公的活動の大半は男性によって担

われていたからである。しかしながら、実際、彼らは様々な理由で不在がちであり、その間、夫の代わりに地域社会で活動していたのはその妻である女性たちであった。したがって、彼女たちもまた、15世紀イングランドの地域社会を理解するための重要な指標と見なすべきであり、同時にそのネットワークの重要性を認識しなければならないだろう。

このような問題関心にたち、本報告では、マーガレット・パストンという一人のジェントリ女性を取り上げ、彼女の人的ネットワークの分析を通じて、ジェントリ女性が地域社会の公的空間においてどのような活動を行っていたのかを明らかにしたい。パストン家は15世紀前半に勃興した家系であり、多くの手紙を残したことで有名である。同家に嫁いだマーガレットは地元の名家の出で、夫ジョンとともに一家の中心人物として活躍、ハウスホルドの運営や所領の経営・防衛にあたって多くの人々と手紙をやりとりした。マーガレットの手紙はすべて書記による口述筆記で作成されているが、彼女の受発信の手紙は同時代の他のジェントリ女性に比肩するものがないほど伝来している。そのため、地域社会に広がる人的ネットワークを示しうる格好の事例であり、これを検討することで、ジェントリ女性が地域社会でどのような活動をどこまで行っていたのかが明らかになるであろう。

18世紀イングランドにおける「姦通」と離婚裁判

赤松 淳子

本発表では、「姦通」を理由とする18世紀イングランドの離婚裁判の記録から、当時の夫と妻の法廷における「力関係」について考察する。

18世紀の離婚研究は、1990年代以降、特定の個人の離婚に焦点を当てるものから、「社会史」研究の方向へと転換し、さらに近年では「ジェンダー」の観点から、離婚における夫と妻の力関係へと研究が進んでいる。「姦通」に関する研究も、同様の視点から行われているが、主として二つの相対立する見解のもとに議論が重ねられてきた。一つは、ローレンス・ストーンに代表される「家族史」の視点からで、18世紀に姦通に対する罪の意識が弱まっていったという主張である。もうひとつは、「女性史」の視点からで、「姦通」におけるダブル・スタンダードを指摘する立場である。見解の相違にも関わらず、両研究にとって中心的な史料となっているのが、離婚裁判の記録である。特に、教会裁判所の訴訟記録は、訴訟当事者や証人の証言の豊富さゆえに、当時の人々の結婚や離婚に対する態度を探る上で、格好の史料であると認識されてきた。しかしながら、訴訟そのものに目を向けてみると、訴訟当事者たちの戦略や、弁護士の役割、法廷が訴訟当事者たちの訴えをどのように扱ったのかという点については、どちらの研究においても、これまで論

じられることはなかった。

18世紀のカンタベリー大主教管区における離婚法廷の拠点は、ロンドンのドクタズ・コモンズであった。そこにはロンドン主教裁判所とアーチ裁判所が併設されており、裕福な中間層やジェントリ層による「別居」離婚の訴えが取り扱われていた。本発表では、両裁判所の訴訟記録と訴訟に従事した弁護士のノート进行分析する。特に、従来の研究においては自明とされてきた姦通裁判におけるダブル・スタンダードの問題を以下の三つの観点から再検討したい。第一に、訴訟では、原告である夫の品性や性的評判が重要視されていたこと。第二に、訴訟が、原告と被告の双方の「名誉」を重視するシステムであったこと。最後に、「姦通」裁判で勝訴するための条件が、夫と妻で異なっていたことの意味について考えていきたい。最後の点に関し、従来の研究は、夫が妻を訴える際には「姦通」のみの証明で十分であったのに対して、妻が夫を訴え勝訴するためには「姦通」に加え、それ以外の過失（例えば「虐待」）を訴える必要があった、つまり、妻側には証明において二重の負担が課せられていた、と主張している。本発表では、原告である妻にとって「二重の訴え」がどのような意味をもっていたのか、という観点から考察を進めていく。

4年間の感謝を込めて

井野瀬久美恵

昨年12月の総会で代表を退き、竹内敬子さんを中心とする新たな役員体制へと無事にバトンタッチを終えました。今改めてこの2期4年間(正確には4年弱ですが)をふりかえる時、脳裏をよぎるのは、多くの方々への感謝の思い、そして、(いささか自画自賛ながら)本研究会の質の高さへの誇らしさです。

イギリス女性史研究会(JWHN)は、1999年5月、今井けい、河村貞枝両先生のご尽力で立ち上がり、メンバー個人の参加意欲を軸に、比較的集まりやすい日本西洋史学会の日程に合わせて会合を重ねてきました。イギリス女性史研究を代表するお二人の業績、そして人徳なくして、本研究会の今はあり得ないといっても過言ではないでしょう。お二人の編著で『イギリス近現代女性史研究入門』(青木書店、2006)の出版という大きな成果を生むこともできました。

しかしながら——いいえ、それゆえに、でしょう——設立10年目を迎えた頃から、偉大なる先人に頼るだけではなく、JWHNを組織として整備し、研究会を企画、充実させ、その中で次代を担う人材を育てながら、会としての実績を積み重ねていく必要性が痛感されました。お二人の後を継ぐ形で私が代表となったのは、まさしくこの目的のため——JWHNの組織を根本的に見直して整備し、人が代わっても会自体の質と量を落とさずに運営を継続していけるように基盤を固め、それと並行して、研究会の中身を充実させ、他の研究会や学会との連携を強めるためでした。

折悪しく、それは、私が勤務校で学長補佐に指名され、新しい大学執行部の活動の一翼を任された時期と重なっていました。それでも、私が代表をお引き受けしたのは、私を支

えてくれる強力な事務局スタッフの存在があったからです。実際、年に2回の研究会、総会準備のための事務局会議はじめ、事務局スタッフの間を頻繁に飛び交ったメールを通じて、本研究会の組織充実を担ったのは、研究者として優秀であるのみならず、事務能力にも長けた若手たちでした。この4年間、事務局を引き受けてくれた梅垣千尋さんは、文字通り、私にとって最高の「相棒」でした。山口みどりさん、佐藤蘭香さん、山本淳子さんたちのきめ細やかな気配りにも助けられました。そして何より、高田実さん——研究会のアイデアや絶妙な司会ぶりはもちろん、編集技術・能力のずば抜けた高さは、年2回欠かさず発行されたニューズレターとその充実の中身が何よりも雄弁に物語っています。皆さん、本当にお世話になりました。

そして、私のやる気と組織充実意欲を何よりも鼓舞してくださったのは、忙しい時間を割いて折々の研究会にご参加くださった会員の皆様に他なりません。忌憚のない活発な議論こそ、本研究会の宝、財産です。これは、代表が代わろうと不変の事実です。

今、私の手元にJHNNニューズレター第1号(2008年5月10日発行)があります。そこに私は、2007年6月、新潟で行われた第9回研究会をふりかえり、イギリス女性史の今後を探る論点開示の文章を書いております。副題に『「イギリス近現代女性史研究入門」は転換点になるのか?』と謳ったその文の最後を、私は次のように締めくくりました。

…今ははっきり言えることは、女性史は、成人男性中心に書かれてきた従来の歴史叙述、あるいはその背後にある歴史認識・概念等の単なる「反転」ではない、いや、単なる「反転」であってはならない、ということであろう。

はたして『入門』は転換点になれるのか。すべては今後のわれわれにかかっている。

JWHNの代表交代!
—新旧代表からのメッセージ—

新代表に就いて

竹内敬子

イギリス女性史研究会は、私が一番「好き」で、参加するのが一番「楽しみ」な研究会です。したがって、その新代表を務めることが出来るのは、大変に名誉なことでもあり、また、畏れ多いことでもあります。

私の新代表としての抱負は、第一に、イギリス女性史研究会のこれまでの研究水準と活動水準を維持する、第二に、前総会と次期総会での決定事項をつつがなく実行する、という、2点に尽きます。いかにも志が低いように響きますが、まずは「最低限のことを守る」のが一番の責任だと思っています。

前代表の井野瀬久美恵さんのもとで、組織と体制の基礎が堅固なものになりました。研究交流の機会や場も広がりました。これをきちんと守って、次につなげていくこと、これは決して簡単なことではありません。役員の方たちとともに、役員の方たちとともに上記2点を遂行したいと思っています。

「新しい女性史」(new women's history)が始まって約40年が経ちました。女性史・ジェンダー史は、新しい歴史解釈の可能性を示し、多彩で豊かな成果をあげてきました。

その約40年の間には、女性や男性の地位やあり方に、さまざまな変化がありました。一部の論者は、いまや欧米先進国の女性は歴史上初めて完全な選択の自由を得た、と言い切るほどです。しかし、未だ変わらないものもあり、また、グローバル化の中で新しく生じた問題もあります。この40年間の変化の位相の認識のもとに、「今」、女性史を書く、ということの意味を考えることはとても重要で、挑戦的なことなのだと思います。

こうした状況を踏まえ、会員のみなさまと一緒にいろいろと「夢」を語りあってみたいと思います。新たな視点、新たな方法、新たな課題、共同研究の可能性、など、さまざまな「夢」を。とりあえずは、実行可能性は脇に置いておいて。その中から、ひとつでもふたつでも現実の成果に結びつくものが出たらいいい……くらいの気持ちで。たとえ、ひとつも成果が出なくても、「夢」を語りあうことで自分の境界が広がり、長いタイムスパンでの成果につながると 생각합니다。

私にとってのイギリス女性史研究会の一番の魅力は、ここで会員のみなさまに会い、研究報告を聞き、自由に真摯な議論をすると、「研究上の刺激を受ける」「楽しい」「元気になる」「やる気になる」ということです。この魅力を何よりも大切に守っていきたいと思っています。

●JWHN第18回研究会

2012年6月30日(土) 13:00~17:30

福岡大学セミナーハウス

告知板

◆宿泊希望者の申し込み締め切り:5月末日(たまには合宿気分で)

福岡市中央区六本松3-4-204 TEL:092-751-8141

会場の場所については、下記のサイトをご参照ください。

<http://www.adm.fukuoka-u.ac.jp/fu811/home1/seminar/index.html>

宿泊申し込みはjwhn_adm@ybb.ne.jpまでお願いします。

詳細は下記のイギリス女性史研究会のHPまたは研究会案内メールでご確認ください。

■研究発表会(報告要旨は18頁をご参照ください)

13:00~14:30

古城 真由美氏「15世紀イングランドのジェントリ女性と地域社会

—マーガレット・パストンの人的ネットワークを中心に—」(司会 大石和欣氏)

14:40~16:10

赤松 淳子氏「18世紀イングランドにおける「姦通」と離婚裁判」(司会 松塚俊三氏)

16:30~17:30

研究紹介(地元からの声) 井上 洋子氏「戦争体験集『あなたにバトン』をまとめて」

* 地元からの問題提起として、井上さんたち5名が世話人となった「第2次世界大戦前・戦中・戦後の福岡の女性の体験を明日に伝える会」が編集した戦争体験集の話をさせていただきます。

18:00~

懇親会~ 同セミナーハウスにて(会費:学生=2,000円、社会人=4,000円)

共催:「歴史と人間」研究会、福岡大学総合科学研究(文化資源をめぐる地域共生戦略)

後援:九州西洋史学会、九州歴史科学研究会

7月1日(日)はオプション・ツアー「筑豊炭鉱の光と影」

* セミナーハウス9時出発:。それ以外の方、博多駅新幹線改札口に9時30分集合。

* 18時頃終了予定(最も遅くてこの時間です。詳細はHPをご参照ください)。

連絡先:m-takada@shimonoseki-cu.ac.jp、090-1876-0354(高田宛)

●研究会会場へは、博多駅のバスセンター1階4番乗り場から、国道道路経由で「護国神社」を通るバスに乗ってください。バスセンターのインフォメーションでバス系統をご確認ください。

●福岡空港からは博多駅まで地下鉄、そこからバスに乗り換えるのが一番わかりやすいです。

●福岡に詳しい人は、福岡空港から天神まで行き、南に歩いて三越南の国道道路の「天神警固神社・三越前」バス停から、バスに乗るのが速いです。

●地下鉄で、天神あるいは赤坂まで行って、タクシーに乗る方法もあります(1000円程度)

* 当日行き方がわからない人は、高田までご連絡ください(090-1876-0354)。



編集後記

第8号をお届けします。今回は複数の編集者で作りました。会報がだんだんと厚くなっていきます。みなさんの関心の高まりを感じます。次回は、福岡でお会いしましょう。(Min)

イギリス女性史研究会事務局

〒180-8633 東京都武蔵野市吉祥寺北町3-3-1

成蹊大学文学部 竹内敬子研究室

E-mail: jwhn_adm@ybb.ne.jp URL: <http://jwhn.org/>

郵便振替:00180-2-562608(年会費 2000円)